

証拠収集手続の拡充等を中心とした 民事訴訟法制の見直しのための研究会	
資料	9

## この研究会における今後の検討事項の一例

民事訴訟における審理の充実や迅速化を図るためには、民事訴訟のどの段階において、当事者又は裁判所にどのような情報又は証拠が必要となるかという視点から、現行法における情報・証拠収集の手段を拡げる方向での民事訴訟法制の見直しに際し、下記の事項を含め、どのような事項を検討すべきか。

(注) 【】内の番号は、令和4年3月24日付け「民事訴訟法制に関する検討事項について」第3記載の項番号を指す。また、\*において検討事項の具体例を挙げているが、これらに限らず、(現行法における情報・証拠収集の手段を拡げる方向での検討事項について、) 幅広く意見を求める趣旨である。

### 第1 訴訟提起の段階における規律

#### 1 提訴前証拠収集処分【検討事項1】

提訴前証拠収集処分の手続について、見直しを検討すべき事項はあるか。

- \* 訴訟提起前の準備を促進する観点から、「訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきもの」(民事訴訟法(以下「法」という。)第132条の4第1項本文)との要件を緩和する必要があるか。
- \* 提訴前証拠収集処分の利用可能性を高める観点から、予告通知後4か月の申立て期限(同条第2項本文)を緩和するなどの必要があるか。
- \* 提訴前証拠収集処分の実効性を向上させる観点から、送付嘱託(同条第1項第1号)や調査嘱託(同項第2号)を受けた者がこれに応ずる義務に違反した場合の制裁を設ける必要があるか。

#### 2 被告の所在に関する情報取得手続【検討事項2】

被告の所在に関する情報を第三者から取得することができる手続について、見直しを検討すべき事項はあるか。

- \* 訴訟提起の段階で被告の所在に関する情報を自ら調査することが困難な場合に、公示送達以外の送達を可能とする観点から、被告の送達をすべき場所についての調査を第三者に嘱託するときの手続法上の規律を見直す必要があるか。

- \* 訴訟提起の段階で特定の場所における被告の居住実態を自ら調査することが困難な場合に、付郵便送達を可能とする観点から、被告の送達をすべき場所についての調査を第三者に囑託するときの手続法上の規律を見直す必要があるか。
- \* 訴訟提起の段階で被告の住所を自ら調査することが困難な場合に、適法な訴訟提起を可能とする観点から、被告を特定するに足りる事項としての住所の調査を第三者に囑託するときの手続法上の規律を見直す必要があるか。

## 第2 争点整理の早期段階における規律

### 1 攻撃防御方法の提出時期等【検討事項3(1)(2)】

争点整理の早期段階で提出すべき証拠の範囲及びその時期等に関する規律を見直す必要があるか。

- \* 適時提出主義(法第156条)をより具体化する観点から、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写しで重要なものを添付しなければならない(民事訴訟規則(以下「規則」という。)第55条第2項参照)といった規律を法に設ける必要があるか。答弁書及び答弁に対する反論を記載した準備書面に添付しなければならない文書の写し(規則第80条第2項及び第81条)については、どうか。
- \* 争点整理の円滑化の観点から、当事者が所持する文書について、裁判所が相手方の「主張に関連すると認められる」(刑事訴訟法第316条の20第1項参照)といったより範囲の広い証拠を当該相手方に開示できるよう命ずることができる規律を設ける必要があるか。当事者以外の第三者が所持する文書については、どうか。

### 2 当事者照会【検討事項4】

当事者照会(法第163条)の手続について、見直しを検討すべき事項はあるか。

- \* 当事者照会の実効性を向上させる観点から、照会を受けた相手方の回答義務に関する規律を設ける必要があるか。
- \* 当事者照会の実効性を向上させる観点から、照会を受けた相手方が回答義務に違反したときの制裁を設ける必要があるか。

### 3 調査の囑託【検討事項5】

調査の囑託(法第186条)の手続について、見直しを検討すべき事項はあるか。

\* 調査の嘱託の実効性を向上させる観点から、嘱託を受けた団体の回答義務に関する規律を設ける必要があるか。

\* 調査の嘱託の実効性を向上させる観点から、嘱託を受けた団体が回答義務に違反したときの制裁を設ける必要があるか。

### 第3 争点整理の終盤以降の段階における規律

#### 1 文書提出命令【検討事項6】

(1) 「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（法第220条第4号二）を文書提出義務の除外事由とする規律を見直す必要があるか。

\* 「開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合」との要件（最高裁判所平成11年11月12日第二小法廷決定・民集53巻8号1787頁）を明確化する規律を設ける必要があるか。当該規律の対象となる文書の範囲を縮小する必要があるか。

(2) 文書特定手続（法第222条）について、見直しを検討すべき事項はあるか。

\* 文書特定手続の利用可能性を高める観点から、「文書の表示」（法第221条第1項第1号）又は「文書の趣旨」（同項第2号）を明らかにすることが「著しく困難であるとき」（法第222条第1項）との要件を緩和する必要があるか。

\* 文書特定手続の実効性を向上させる観点から、文書の所持者がこれに応ずる義務に違反した場合の制裁を設ける必要があるか。

#### 2 専門家その他の第三者の意見【検討事項3(3)】

専門家その他の第三者の意見を証拠とする手続について、見直しを検討すべき事項はあるか。

\* 専門的知見の獲得方法を多様化する観点から、専門委員が、「専門的な知見に基づく説明」（法第92条の2）ではなく、意見を述べることのできる規律（非訟事件手続法第33条第1項参照）を設ける必要があるか。

\* 第三者の意見を収集する方法を多様化する観点から、民事訴訟事件の第一審又は控訴審において、広く一般に対し、当該事件に関する法の適用その他の必要な事項について、意見を記載した書面の提出を求めることのできる規律（特許法第105条の2の11参照）を法に設ける必要

があるか。

#### 第4 検討の進め方等

本研究会においては、民事訴訟における段階ごとに、情報・証拠収集の手段として現行法上どのような制度があるかを整理し、その問題点等を明らかにした上で、前記第1から第3までに掲げた事項を参考にしつつ、他に検討すべき事項も含めてどのような論点があるかを検討してはどうか。